

○ 法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの(資料4)

法人名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
緑資源機構	泉州東部区域農用地総合整備事業の和泉市における 1. 現設計及び設計変更に関する文書 2. 許可等に関する文書(水利権、占有権等)	H18. 2. 28	H18. 5. 19	316	対象となる法人文書が著しく大量で、検索、特定及び整理に不測の日数を生じていることに加え、他に処理すべき開示請求事案が多数重なったことによる。	
国際協力銀行	平成16、17年度の期間で、飲食を含む会議に係わる決裁書	H18. 10. 15	H19. 3. 15	16	組織改変を控えたこともあり、所管業務が著しく繁忙であるため。	